

知識確認の再確認

**「省令に基づく」？
今年はチョット違うぞ**

**東海労は⁴
何でも反対か**

乗務員のみなさん！

今年も知識確認の再確認が始まりました。技能、知識そして特に運転士は、シミュレータの技能確認（応急処置）が連続しています。わたしたちは、昨年も4回、「省令に基づく試験」など無い、ことを明らかにしてきました。しかしその掲示の一部が一方向的に撤去されました。わたしたちの掲示の根拠は以下の、鉄道営業法に基づく省令の「係員」の章で

「(係員の教育及び訓練等)

第十条 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対して、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

2 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が作業を行うのに必要な適正、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならない。

3 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員が知識及び技能を十分に発揮できない状態にあると認めるときは、その作業を行わせてはならない。となっていることです。

昨年の掲示には、第3項は記載していませんが、会社が何を根拠にして試験をしているのかは定かではありません。しかし、この2項と3項は「係員の教育及び訓練」を前提にしたもので、何処にも試験をやりなさいとは書いていません。したがって、確認の方法も何点で合格ともなっていません。

**今年は、掲示から「省令に基づく」が消えています
ユニオンの組合員のみなさん！**

今の訓練が本当に訓練と言えるのでしょうか。「再教育」が教育と言えるのでしょうか。試験にほとんどの時間を費やし、その試験に合格するために自分の時間をさいて自己啓発をしなければ安心できないのです。

**「試験なんてどうでも良いよ」と言わないで
試験をやめて訓練をやれ！と言いましょ**